

平成30年度 第10回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成31年1月10日(木) 午後2時00分から3時05分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (27人)

1番 原 卓己君	2番 中村克則君
3番 勝亦慶徳君	4番 芹澤行雄君
	7番 勝又英夫君
8番 勝又秀一君	10番 芹澤高雄君
11番 杉山正一郎君	
13番 杉山照信君	14番 根上豊君
15番 高村盛司君	16番 野村進吾君
17番 土屋好勝君	18番 水口光一君
19番 田代壽信君	20番 芹澤賢治君
21番 鈴木末廣君	22番 土屋耕一君
23番 土屋多嘉雄君	24番 鈴木良逸君
25番 勝間田喜晴君	26番 野木美佐雄君
27番 佐藤一吉君	28番 鎌野哲夫君
29番 根上守人君	30番 滝口勉君
31番 勝又義美君	

欠席委員 (2人)

5番 田代眞吾君	12番 勝又俊治君
----------	-----------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第45号 非農地証明申請書の決定について
- 7 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

勝亦 俊次 井上 裕次 浅水 隆司 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

- 事務局 ただ今から平成30年度第10回総会を開会いたします。
本日は、5番 田代眞吾委員、12番 勝又俊治委員が欠席でございますが、過半数の出席で総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。
- 会長 (会長あいさつ)
- 会長 それでは、会議に先立ち議事録署名人に 4番 芹澤行雄委員、8番 勝又秀一委員を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。
- 会長 次に報告事項に入ります。
報第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 報第17号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。1月10日報告。今月の4条報告は2件でございます。
(番号1、2について内容読み上げ)
以上でございます。
- 会長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。
- 会長 続きまして、報第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 報第18号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。1月10日報告。今月の5条報告は2件でございます。
(番号1、2について内容読み上げ)
以上でございます。
- 会長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第43号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。1月10日提出。今月の3条は2件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 1,294 m²

譲渡人は、後継者である譲受人に贈与するものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 393 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号1～2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

番号1ですが、12月26日、譲受人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人の申請で間違いありません。

内容については、親子間で農業の承継者である長男に贈与するという理由でございます。適正であると思います。

効率的利用につきましては、自宅から道路を挟んだ北側でありまして、農業従事者は5人おり、譲渡人は75年、譲受人は35年の農業経験があり、農機具も各種備えており、トラクターについては8台を所有し、特に問題はないと思われま。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

3番委員

番号2ですが、12月24日、申請人双方と譲受人の自宅及び現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いはありません。

内容については、譲渡人は当該農地が袋地のため農機具の搬出入が思うように出来ず、また、高齢のため耕作も十分出来なかったため、隣接地の所有者であります譲受人に農業も一緒にやってもらい、申請地を売却したいということです。

効率的理由についてですが、耕運機、芝刈り機、軽トラック等も所有し、野菜などを栽培しています。農作業の経験もあり、奥さんや長男も手伝って、野菜作りをやっているということで、従事状況は適正であると思われま。

現地ですけれど、調査時に私が見に行った時は、雑草や雑木が生え、すぐ農地として実際に使えるかと言ったら、少々使えないということで、行政のほうもそのことについて

て指導をしているということを聞きましたけれども、私のほうも、「もう少し伐採してきれいに整備してください、いつでも野菜等が出来るような状態にしてください」というようなことは指導しました。また幾ばくか前に現地を見に行った時に、雑木も無く、雑草等も刈ってきれいになって整備されておりました。

下限面積については、譲受人は約5反部ぐらいありますので、適正であります。

転貸しありません。

地域との調和については、取得土地の周辺は、譲受人の野菜畑で他の人は耕作していないので、農業上の利用に支障を生じることはありません。特に被害防除設備は設置しないが、万が一責任があれば、善処したいということです。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第44号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。1月10日提出。今月の案件は5件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 76 m²

転用内容は、売買により駐車場 36 台の整備です。

農地の区分は、申請地が東名高速道路御殿場インターチェンジから 300m以内にあるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,872 m²

転用内容は、賃貸借により太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、申請地が県の合同庁舎から 300m以内にあるため、第3種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 1,463 m²

転用内容は、賃貸借により太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されま

す。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田 3,894 m²

転用内容は、売買によりホテル1棟の建築及び駐車場66台の整備です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 畑 240.39 m²

転用内容は、使用貸借により地区集会所敷地の拡張です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

事務局

担当委員である12番委員より代読の申し出があったため、事務局が代わりに調査報告をいたします。

番号1ですが、12月23日、譲渡人とは自宅にて、譲受人とは電話にて調査いたしました。

申請行為については、双方とも本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、隣地のアパートの駐車場が不足しているため、オーナーである譲受人が駐車場用地として譲渡人をお願いをし、今回の申請に至ったとのことで、やむを得ないと判断します。

資金については、自己資金でまかなうということです。

他の権利設定等はありません。

周辺への影響については、現地を見た限り、周辺農地への影響はないと考えております。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上です。

2番委員

番号2ですが、12月27日、譲受人とは現地にて、譲渡人とは自宅にて調査いたしました。

申請行為については、申請人双方とも本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、太陽光発電施設設置のための申請です。申請人の後継者は病気の為、現在、この農地については、90歳近い申請人が一人で維持管理している状況です。それを考えるとやむを得ないと判断いたします。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上です。

21番委員

番号3ですが、12月27日、譲渡人と自宅にて調査いたしました。
申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いありません。
転用理由につきましては、農地が荒地になっているために、改良区の同意書もあり、太陽光発電事業を実施したいということです。
その他の許可要件については、すべて適合しております。
以上です。

13番委員

番号4ですが、12月22日、申請人と現地、自宅及び電話にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したもので内容に間違いはありません。
転用理由については、市内への観光客の増加により、ホテル用地を物色中、将来、駒門PAスマートインターの開設を見込み、地権者の同意を得たので、申請地を譲り受け、ホテルを建設したいということで、転用理由、必要性は妥当であると考えます。
資金については、転用行為に対し必要な資金は借入金で賄うが、銀行から資金融資の証明書があり、必要な資金は確保されています。
他の権利者の同意については、申請地には3筆の土地に抵当権が設定されているが、抵当権者である南駿農業協同組合代表理事組合長より同意を得ています。
その他の許可要件については、すべて適合しております。
以上です。

3番委員

番号5の案件につきまして説明させていただきます。
この案件につきましては、公民館の建設予定地に農地が複数筆ありまして、隣接地は以前に転用の申請がなされ、許可済みなのですが、今回の申請地は元々農水省の土地だったため、国から譲渡人に所有権が移るのを待ってから、公民館の計画敷地内に含めるべく、今回の申請に至ったということになります。
その中で、12月24日、区長さん、また地主さんと、話をさせてもらいました。今回の申請地を公民館の敷地の中に含めることにより、既に転用許可済の隣地とあわせて開発区域となり、前を通っている市道0119号線からの乗り入れも可能になるということになります。
従いまして、その前回の転用許可の際に、その他項目色々ありましたけれど、許可要件については全てクリアになっているはずですが、今回は、譲渡人が取得した農地を、譲渡人から神場区に賃借権の設定により貸すという申請です。
以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

7番委員

土地改良を行った水田のところに2件ほど申請があったということなのですが、土地改良区からたぶんそういう許可を得ていると思うのですが、その辺のところ、水利の問題はまず大丈夫なのかということと、神山の関係につきましては、これは都市計画では沿道サービスでやるのですか？そしてこれも残地については、現状を見ると殆どが畑か何かで、水田を作っているような状態ではないし、サービスエリアが出来ているということの中ではやむを得ないのかもしれないかもしれませんが、残地についてはどうなる

のかということで、残地の方にも承諾を得ているのかということをお伺いしたいと思います。

事務局

それでは駒門の改良区のことについてですが、排水処理については概ね問題ないと思います。土地改良区のほうの同意が出ていますので、こちらについては問題ないと事務局のほうでは認識しております。続いて、兎島のホテルの場所につきましては、案内図5ページの図でいきますと、少々古い地図なので駒門パーキングエリア等が載っていないのですが、今、北側にはもうパーキングエリアができています。このホテルの西側の用地につきましては、全て御殿場市で買収をしております。現状はスマートインターの道路ということで、ここに市道名は載っていないのですが、おそらく市道0119号線という市道名の道路があるのですが、この道路が付け替わってスマートインターの道路になるということで、周りは全て道路用地という形なので、残地は基本的には残りません。

以上になります。

会長

よろしいですか。

7番委員

はい。

会長

他にご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第45号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第45号 次のとおり、非農地証明申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。1月10日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑、現況 宅地 92 m²
以上でございます。

会長

続いて委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

番号1ですが、12月27日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いはありません。

現地の状況は、本件申請地には家屋の一部が建っております。

転用経緯でございますが、昭和47年の線引き前に、隣地である宅地に住宅建設時に、農地である本件の申請地に住宅の一部をはみ出して建築し、そのまま現在に至っているという状況でございます。

その他の要件につきましては、すべて適合しております。

なお、市の都市計画課では、線引き前宅地ということで判断をされております。

以上です。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第46号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

なお、整理番号2については、議事参与の制限に関わる委員がいらっしゃいますので、まず整理番号1につきまして先に説明をいただき、審議をいただいて、次に2に入っていくしたいと思います。

まず整理番号1について事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。1月10日提出。

公告予定日が1月11日の利用集積計画となります。本議案における計画は2件で面積が133,230㎡です。

本議案は、すべて農地中間管理事業による利用集積であり、転貸する者は、静岡県農地中間管理機構 公益社団法人静岡県農業振興公社です。

それでは整理番号1について説明させていただきます。

(内容読み上げ) 計150筆 92,255㎡

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

よろしいですか。概要はだいたい皆さんお分かりだと思いますが。

事務局

それでは事務局より概要について説明させていただきたいと思います。以前ですけれど、原里地区の委員さんにつきましては説明させてもらいましたが、概要につきましては、富士山エコパーク、広域行政組合の焼却施設があるのですけれど、その周辺の一団の農地があります。およそ面積的には20万㎡程あるのですけれど、その全体農地を借りたいという企業がありまして、ここに書いてあります株式会社■■■というところが、○○系列の農業部門の会社になります。そこで高原野菜を作りたいということで、標高500m以上の農地を静岡県東部で探していきまして、そこの板妻地先の農地が景色的にも場所的にも良いということで、今回の貸借に至っております。今ここに載っているのが合計13万㎡程ということで、次回の農業委員会にも上がってきますけれど、全体的には足して20万㎡という形で事業を進めると聞いております。

概略ですけれど、以上になります。何かご質問等ございますでしょうか。

会長

1と2と分かれているというのは何か理由があるのでしょうか？

事務局

1と2につきましては、単価の関係で10aあたり10,000円のところと、10aあたり7,000円のところになっています。何が違うかと言いますと、土地はだいたい同じ位置にあります。ただ、10,000円のほうは、今、農作業をしていきまして、そんなに農地が荒れていないところになります。そばを作ったり、芝を作ったりということで、7,000円のところにつきましては、少々荒廃化が進んでいきまして、手を加えないとすぐに農地として利用できないところ、ということで、1反あたり、10年間で差がだいたい3万円程、開きがあるのですけれど。という形で、荒廃しているところと、荒廃していないところの差をつけて、1と2で分かれています。

7番委員

地形とかについては何か変えるのですか？

事務局

地形につきましては、今の状態でそのまま使用します。大きく1枚にするとかではなくて、あくまでも露地栽培の高原野菜、主にレタスということなのですけれど、今の1枚を使うような形で、特に大きく広げる予定はないというふうに聞いております。

7番委員

なんか効率がすごく悪いような気がするけれど。採算が取れるのですかね。

事務局

事業内容としましては、従業員を35名程雇いまして、そこで農業者を育てるということの会社と聞いております。農業研修期間が3年間ということで、3年間で、おそらくなんですけれど、農地に各担当を持たせて、そこで3年間修業を積んでもらって、という形になると思いますので、1枚の大きい畑というよりは、個々に探して栽培していくと思うのですけれど、ちょっとまだ詳細が確定していませんので、本格的には来年度の4月以降にスタートしていきますので、そこでは詳細は決まってくると思いますけれど、現状では今の状態で耕して、カット野菜を、オーガニックJASという認定を取った上で販売をしていくというふうに聞いております。

会長

JASを取るというのだから、たいしたものだと思う。

事務局長

補足説明をさせていただきます。確かに効率が悪く、今、現状の田んぼは、区画が1反部欠けるか欠けないかくらいのが並んでおりまして、本当に考えると効率が悪いようでございますけれども、手数で勝負するという話です。1個1個ポット植えて路地に植えて、施設栽培までは言いませんけれども、通常の遮光ネットを掛けるトンネル栽培みたいな形を愛媛県では取っております。それを年に何回か繰り返して販売するそうです。なお、オーガニックですので、通常の野菜の2倍ぐらいの金額で取引されるようでございます。

7番委員

従業員は外国人を雇ってやるということですか。

事務局

従業員のほうは、現在は御殿場市で募集をしてやっていきたいということです。なお、全国からは若い研修生を、20人から30人募集しまして、その研修生に2年働いていただいて、巣立ったら、自分の意思で、残る方は近隣の御殿場市内の農場を自分で耕作していただいて、このテレファームがこれから施設を作ります野菜カット工場に、自ら納入してもらおうようなシステムを取るようです。今現在では、愛媛県でも同じようなスタイルでやっているということでございます。なかなか気候的に、条件的に難しいところでございますが、愛媛県の経験を生かしてやりたいということでございます。

会長

愛媛県などとは全然陽気が違うけれど。とりあえず10,000円で借りるというが、1年目は駄目でもいいのでしょうか。

事務局

先程、資料を見ながら説明をしなかったもので、資料を見ながら再度、正確な数字を加えて説明をします。予定している従業員につきましては、先程次長のほうからお話があった通り、できれば御殿場市内から従業員を20名、パートさんを20名、農業研修生を40名程全国から集めたいということで聞いております。総勢80名ぐらいここで働くような形で想定をしているそうです。先程、高原野菜ということで標高500m以上は御殿場市で、低地農地を伊豆の国市とか伊豆市とかで計画をしまして、そちらでも野菜を栽培して、御殿場市でカット野菜の工場を作って全国展開をしたいというお話を聞いております。オーガニックの認証を取るまでには1年から2年位掛かるということで、それまでの採れた野菜については、売ることはできないということなのですが、全て楽天の社員食堂で買い取ってもらうという形で、認証を取るまでは楽天の社員食堂で野菜は振る舞われるそうです。

以上です。

会長

他にご意見、ご質問等、ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、整理番号2のほうに入らせていただきますが、本案につきましては14番委員が利害関係人となりますので、農業委員会法第24条により退席願います。

(14番委員退席)

会長 それでは事務局に議案説明を求めます。

事務局 (内容読み上げ) 計82筆 40,975㎡
以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については原案のとおり決定いたします。
14番委員は戻って着席してください。

(14番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 その他事務局から報告があればお願いします。

事務局 (報告事項)

1. 農業会議情報について
2. 農業委員等の綱紀粛正について
3. 全国農業新聞の引き続き購読のお願いについて
4. 会議等出席依頼(報告)について
5. 次回総会 2月12日(火)午後2時 市民会館 3階第7会議室にて

事務局長

それでは、以上をもちまして、平成30年度第10回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

4番

議事録署名人

8番
